

こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究

これまでの検討委員会・調査・ヒアリング等が出された主な意見

1. こども・若者の意見表明とその反映

＜これまでの検討委員会・調査・ヒアリング等が出された主な意見＞

- こども基本法は児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の趣旨を踏まえて規定されており、基本理念として全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを掲げている
- こども・若者が自由に意見を表明することとその意見が年齢や成熟度にしたがって正当に考慮されることは権利である。そして、権利を意味のあるものとするためには、それを自覚し、社会活動に参画することが求められる。
- こども・若者を保護の対象として見なすだけでなく、権利の主体と見なして意見を表明できる力をつける（エンパワーメント）していく必要がある
- こども施策の当事者の声を反映することで政策の質が向上する
- こども・若者のうちから意見表明と社会参画を経験することが、これからの社会の担い手となる世代の市民を育てる主権者教育になる
- 大人の価値観を変える必要がある。こども・若者から意見を聴くことについて大人が意義を感じていないと、制度を作っても形骸化してしまう恐れがある
- 大人が決めたテーマに対してこども・若者の意見を聴くだけでなく、テーマ選定や方法論といった議題の枠組み自体についての意思決定の段階からこども・若者が参画することが望ましい
- 気候変動のように長期的なスパンの政策が求められる領域については、特にこども・若者の意見を聴くことが求められる。
- 意見表明以前に、自分の意思に気づくこと、意思や困り事を言語化することなど、発達段階に応じたステップを踏んで意見を言えるこども・若者に育てていくことが重要である。
- こどもが意見を言えるようになるために、こどもの権利に関する情報提供や啓発が求められる。
- 意見を表明するためにはアクセスしやすく、理解しやすい情報を事前に十分に提供する必要がある。

- 家庭、学校、まちづくりなど日常の場で意見を言う、大人に意見を聴いてもらえた、意見を言って何かが変わった経験の積み重ねが意見を表明するモチベーションや自己効力感の向上につながる

2. 政策決定における意見聴取と意見反映の在り方

2-1 意見聴取

＜これまでの検討委員会・調査・ヒアリング等で出された主な意見＞

(1) こどもや若者の参画機会の確保

- 「誰が参画するのか」「どのように意見聴取を実施するのか」についても、若者団体などと協議して決めることが望ましい。
- 意見表明・意見聴取する機会を平等に提供するため公募制とすることが考えられる一方、参加者の代表制の問題や必ずしも公平ではないことに留意が必要
- 性別や年齢、居住地域、学校の種類、社会的背景、声をあげにくい境遇にあるこども等、多様な意見を反映することを考慮する必要がある
- 多様性を確保するため、学校などにおける無作為抽出といった手法も考えられる
- 「ナショナル・ユースカウンシル」（若者で構成される常設の団体や会議体の国レベルの傘組織）等、こども・若者の組織体を通じてより多くのこどもや若者の意見を聞くことで代表制を確保する方法もある
- 参加するこどもや若者の年齢や属性については、同質性を担保し年齢層の近いグループを作るべきという考え方と、異なる層が参加することで意見の多様性を促すという考え方がある。
- 参画するこども・若者の代表性・正当性が重要である。個人として参画して自分の体験談だけを話すのではなく、同世代の代表として、アンケート等で全体を把握した客観的な結果を伝えるべき立場であるという自覚が必要。また、声をあげにくいこども・若者などについて、考えるきっかけを提供する必要がある。
- 一般の感覚ではこども・若者の範囲に30代までは含まれないため、意見聴取の対象に含めるのであればその旨を明確に示す必要がある。
- 保育・教育・医療・保健・防災など、障害や社会的養護といった特定の属性が特に当事者性を持つ領域の政策については、その属性のこども・若者に対する意見聴取の機会が特に設けられている必要がある。

(2) 聴く側の姿勢、体制、環境の在り方

- こども・若者は尊重され、大人と対等な立場にあるという共通認識が必要

- こども・若者の意見聴取は目的次第であるが、安心して意見表明するためのプロセス設計、試行、実施、記録、公表までに時には年単位の時間をかけて丁寧に行うものである
- こども・若者が安心して意見を言える安全な環境が必要（例：こどもの活動を補助する「サポーター」や中立的な立場で会議を進行する「ファシリテーター」、匿名・非対面、日常の場）
- こども・若者の心理的安全性を確保するため、立ち会う大人に対しては事前研修や支援の機会を設ける必要がある。
- こども・若者と接する際は、服装など外見についても親しみを持ってもらいやすいよう工夫すると良い。
- 参加するこども・若者の人数に対して、意見を聴いたり立ち会う大人の方の人数の方は同数以下が望ましい。
- いきなりグループディスカッションを行うのではなく、まずはそれぞれで考えてもらう時間を設けると良い。
- グループディスカッションでは、自分の意見に固執する人がいたり、特定の参加者だけが話し続けるといったことがないよう気を付けるべきである。
- 聴き手の育成としては、こどもに関する学科でファシリテーターの養成をすることが考えられる。また、こどもの遊び場で遊びをサポートする「プレイリーダー」や様々な環境にあるこどもや家族に社会心理的支援を提供する「チャイルドライフ・コミュニケーター」「チャイルドライフ・スペシャリスト」など、既存の技能者をファシリテーターとして活用することも考えられる。
- こども・若者が意見表明をする場に、専門家だけでなく、地域の人たちやそれを支えるNPOも参加することが望ましい。
- こども・若者が意見表明できる制度を作った後、それを維持できるように、支える人や担う人を評価する仕組みも重要である。
- 自治体職員の異動によってこども・若者が参画する取組が途切れないよう、引継ぎをルール化する必要がある。
- こども・若者に対する理解のみならず、行政組織についても精通した大人が聴く側の体制内に存在することでより有用な意見反映プロセスが構築可能となる。
- こども・若者に政策について共通認識をもった上で意見を表明してもらうにはこども・若者との関係を構築し、知識や情報の面でも対等な関係をつくるよう務める必要がある。
- 事前の十分な情報提供、多用な参画手法、生活に関わりがあることへの翻訳などが必要。
- 活動や学習、遊びの中で意見を汲み取る方法もある。

- 話を聴く際は一方的に質問をするのではなく、趣味の話をするなど、聴き手も自己開示をして双方向のやり取りを挟むことが有用である。雑談を通して信頼関係を築いたり、雑談の中で本音が言えるということもある。
- 学校の中で意見を聴く場合、先生と生徒の固定的な関係性による影響を減らすために、第三者が仲介することも有用である。
- 学校と家庭のような大人の力が強い場所以外のサードプレイスで話を聴くことも有用である。また、まったく新しい場所を設けてそこで話を聴くよりも、既に子ども・若者がいる場所、集まっている場所を活用する方が良い。
- 若者を中心とした構成員で組織された若者の声を集約する実行委員会を設置し、テーマの選定、プログラムの進行、集約方法なども任せて、大人は事務局としてファシリテートに徹するという方法も考えられる。そのためには、任せられた時に主体となって実行できる若者団体を育てていく必要もある。

(3)意見聴取の手法

- 意見を持っていても言いやすい方法は場の目的やテーマ、集まる人や規模、性格等により異なるため、参加することも・若者の希望や特性にあった意見表明の手段が選べることが望ましい。そのため、子どもや若者の意見を聴く際は多様な手法を組み合わせる意見聴取の枠組みを設計する必要がある
- 「説明会、意見交換会」「シンポジウム、フォーラム」「ワークショップ」「アンケート」「ヒアリング」「パブリックコメント手続」「審議会等への委員への市民の選任」「オンラインの意見交換の場」「手紙」「写真や動画」など、多様な意見表明の選択肢が用意されていることが肝要である
- 子ども・若者から意見を聴く取組みについては、一回限りのイベントとするのではなく、一定期間持続的に参画できる仕組みや、定期的に参画できる仕組みとすることが望ましい。
- 大人の議会に子どもが呼ばれて参画するという形だけではなく、子ども・若者だけが参加する、子ども・若者が主役となって意見を表明できる場があることが望ましい。
- 子ども・若者が自ら主体的に関わるあらゆる事項に関して、議題を自由に設定し、政府に対して意見表明できるチャンネルも必要。
- 意見聴取の機会を設定して参加するとともに、子どもが日ごろ活動する場（学校、児童館、活動団体）を通じて意見を聴取する方法も併用することも考えられる。
- 声をあげにくい子ども・若者については、可能な限り直接声を聴く努力をすることを原則としつつ、適切な代弁者を選任して代弁する（アドボカシー）も考えられる。

- 少人数のグループのほうが意見を表明しやすいと考えられる。多人数で実施する場合も、少人数のグループに分かれて議論し、その内容を全体に戻すという構成が望ましい。
- 意見をいうことに慣れていない、苦手な子ども・若者については、模擬投票の機会を設けたり、最初は二択で回答したりする等、段階的な意見表明の機会を設けることも考えられる。
- 特定の分野に限定せず、あらゆる政策について意見聴取の機会があることが望ましいが、身近に感じられて当事者意識が持てる「教育」「保育」「まちづくり（都市計画に限らず、福祉や環境整備も含めた全体政策）」といった分野の方が意見をもちやすいと考えられる。また、その他の分野についても、子ども・若者が当事者意識を持てるよう、身近なことに結び付けて考えられるように工夫する必要がある

<デジタル手法について>

- デジタルネイティブな子ども・若者が社会参画、政策参画する手段としてデジタル対応は不可欠
- 子ども・若者が日常的に活動する場としてのデジタル空間において、大人がどう関わり意見聴取するか、どう本音を吸い上げるかは今後の課題。
- インターネット接続やデバイスの利用について公平なアクセスが確保されていることも重要
- デジタル活用に伴うプライバシーや安全の確保について、子どもの権利の保障が重要であるとともに、子どもや保護者への説明・教育も必要。
- オンラインで実施する場合は、使うツールの選択にあたって、子ども・若者の間で普及しているものを選択する必要がある。
- SNS上で意見を聴くのではなく、webアンケートのリンクをSNSに貼るなど、あくまで窓口・入口としてSNSを捉えても良いのではないか。
- SNSを活用する場合、フォローしている人にしか届かないような発信ではなく、web広告に予算を割くなど幅広く意見を聴取することが重要である。

(4)一定の配慮が必要な子どもや若者から意見を聴く工夫

- 声をあげづらい状況に置かれている子ども・若者の意見をどのように聴くかあらゆる手立てを検討することが必要。
- 配慮が必要な状況の子どもの意見表明に際しては、慎重になりすぎて声をあげさせないより、リスクを予想した体制を用意しつつ、適切な方法で話せる機会を確保す

ることが重要である。自身の体験を話すことをサポートすることが、エンパワーメントにつながるという側面もある。

- どの子どもや若者も声をあげにくい状況にあると言えるが、意思決定に参加する機会が構造的に少ない傾向にあることや参加に向けてより多くの障害があることが想定される子どもや若者がいることを意思決定者は理解する必要がある
- どういう状況や立場の子どもや若者に特に配慮して意見を聴取するかは目的や地域により異なるものの、取組事例では下記のグループが挙げられる
 - ▶ いじめ、不登校、社会的養護、虐待経験、ホームレスあるいはホームレスになるリスクがある・仮住まい、非行、入院中（精神疾患を含む）、LGBT、貧困、メンタルヘルス、依存症の親、緊迫した家族関係、不登校、身体・精神障害、医療的ケア児、移住者、失業、ヤングケアラー 等
- 広く意見を聴く枠組みにおいてなるべく声をあげにくい子どもや若者の意見が聴けるように配慮すること、個別に聴き取りに行く取組み、どちらも重要である。
- 既に信頼関係を構築している支援団体等、関係するステークホルダーとパートナーシップを組み、彼らを通じて意見聴取機会の情報提供や意見を聴取するチャンネルを構築することが重要
- ユースカウンスルや若者議会といった常設の公式な形態での参画手法のみでは社会的マイノリティの課題が見逃されやすいため、非公式な場や個人に焦点をあてて意見を聴く機会もあることが求められる。
- 声をあげにくい子ども・若者に関しては、意見表明の機会を広く周知するだけでは情報が行き届かない懸念があるため、支援者に仲介してもらうなど、多様なチャンネルを通して意見表明の機会を確保する必要がある。
- 声をあげにくい子ども・若者には、それぞれの背景・特性に合わせた合理的配慮が必要であり、それを関わる人の中で共通の認識として持つことが重要である。また、当事者本人に、事前に配慮してほしい事項を聴いたり、当事者自身が自分で言えるようになっていくということも大事である。
- 支援者に仲介やファシリテートしてもらうほか、本人の事情について理解がある当事者・経験者が聞き手を務めることも有用である。当事者・経験者以外が聞き手になる場合は、事前に本人の置かれた状況について理解しておく必要がある。また、当事者だけが参加するクローズドな意見表明の場を設けることも考えられる。
- ヒアリングそのものが脅威で、対面の場に来ることが困難な場合があるため、オンラインで完結する意見聴取の手段もあることが望ましい。
- 当事者固有の言語や感覚を政策決定者に対して説明し、それに対する回答を当事者に届けるような「仲介者」の存在も重要である。
- 属性ごとに必要な合理的配慮についてのガイドラインがあると有用である。

- アドボカシーにあたっては、子どもアドボカシーの原則に謳われる「こども中心」「エンパワーメント」「守秘」「独立性」「平等」「こども参画」に気を付ける必要がある。特に大人が解釈しない「こども中心」が重要である。
- 困難を抱えるこどもの支援も重要だが、それ以外の若者の意見を聴く場が足りていない。

(4)-1 乳幼児の場合

- 乳幼児とコミュニケーションを取るときは、写真やイラストを使って伝えたり、どういふものがあるとかどもたちに伝わりやすいかを考えて準備する必要がある。
- 乳幼児の場合、言語化していることは氷山の一角であるため、絵を描いたり写真を撮ることを通して意見を表明してもらったり、人形などに投影して意見を伝えてもらうといったことも考えられる。また、レτζョ・エミリアのように芸術活動・創造活動を通じた意見表明の機会も重要である。
- 観察を通してこどもの意見を読み取ることも有用である。例えば、教育的ドキュメンテーションと言われる手法では、こどもたちのやりとりや動作、表情を記録しておいて、それを観ることでこどもの考えていることを読み取る。
- 乳幼児の場合、いつでも意見を言えるタイミングにあるとは限らないため、意見聴取のための時間をある程度長く確保することも重要である。
- 大人が乳幼児の意見を代弁する場合、保育施設の代表者だけでなく、保育者・保護者の意見も聴かれる機会が求められる。その際、PTAなどの組織の代表としてではなく、日常の生活者としての意見を聴かれることが望ましい。

(4)-2 社会的養護のこども・被虐待歴のあるこどもの場合

- 一時保護所では通信機器の持ち込みが制限されているため、施設に出向いて直接話を聴く必要がある。また、施設で話を聴く際は、職員や他の人に会話を聞かれることがない環境を用意する必要がある。
- 意見を聴く側が、家族観や価値観に違いがあることを意識し、自分と違う考えが出てきても受け止める心構えを持つ必要がある。
- 社会的養護や被虐待歴について「かわいそうな人」という先入観を持たないように注意する必要がある。
- 聴き手はトラウマについての対応や、アサーションについての研修を事前に受けることが望ましい。また、フラッシュバックが起きた際の対応についても事前に準備しておく必要がある。
- アンケート方式で意見を聴く際、保護者の同意や家族との同居を前提とした設問としないよう留意すべきである。

(4)-3 重度障害の場合

- 重度障害のある人の意見を特別扱いするのでもなく、対等な意見として扱うことが大事である。意見を言うことのできる一人の人間として尊重すべきである。
- 病気や障害に対する先入観から定型文的に対応するのではなく、その人に合わせた配慮が必要である。対話が大事であり、意見を聴く背景や思いを事前に伝えておくと良い。
- 瞬きではい、いいえを伝えることができる「スイッチ」などを使いながら意見を聴く方法のほか、機器を使わなくても、表情、瞬き、親指の状況ではい、いいえを伝えることができる場合もある。ICTを活用し、本人の能力を最大限に使えるツールを用いる必要がある。
- 重度障害の場合、意見表出に時間がかかることが多い。本人から何らかのアクションが出るまで待つ必要があることを理解しなくてはならない。
- 当事者から意見を聴く際は、複数の当事者がいる場の方が話しやすい。
- 本人以外の大人が意見を代弁する場合、家族だけでなく、支援者なども含めた多様な観点を総合して本人の意見を検討する必要がある。

(4)-4 発達障害・知的障害の場合

- 発達障害の特性を理解し、本人を代弁できる「通訳者」が関わることを求められる。
- その場で意見を言うことが難しい自閉症スペクトラム症（ASD）の人に対しては、聴きたい内容を事前に伝えることや聴取がいつ終わるかを明確にすることが重要。
- 注意欠如・多動症（ADHD）の人に対しては気が散りにくい慣れている空間や場所で議題を視覚的に示すことが重要。
- 学習障害（LD）の人に対しては読む・書く・聞く・計算するなどそれぞれの苦手なことに配慮することが考えられる。
- 知的障害に関しては、参加者を年齢で一律に区切るのではなく、発達の段階を基準に考えるとといった配慮も考えられる。

2-2 政策への反映

<これまでの検討委員会・調査・ヒアリング等で出された主な意見>

- 意見を聴きっぱなしにせず、聴取した意見をどう扱い、どうフィードバックするかを明らかにし、事前に子ども・若者にも分かりやすく伝えることが重要。
- 意見を表明したことで政策の意思決定に影響を与え、子ども・若者視点で政策が改善されることが重要（意見を聴いただけの参考意見扱いは参画ではない）。

- あらかじめこども・若者が決定できる政策や予算を用意することも有効な取組のひとつである。
- こども・若者から問題提起された場合、それを表面的に捉えるのではなく、背景にある根本的な問題は何かを考えて政策に反映する必要がある。
- 自治体の首長に対して政策提言の機会を設けたり、複数の意見が対立した際の対話の場を定例化することが有用である。
- 意見を聴取する部署と、意見を反映する対象の事業や政策を所管する部署が異なることも多く、聴取した意見の反映状況についてチェックシート等を活用して把握することが有用である。
- 聴いた意見を政策に反映するにあたっては、行政内で横断的に調整する権限を持つ専門家がいることが望ましい。
- 全ての意見を一度に政策につなげることは難しいため、優先順位についても聴取し、実現可能なことから着手すると良い。
- こどもの意見と大人の意見が対立した時にそれをどう扱うのかを検討する必要がある。ステークホルダー全体に対して、どういった優先順位で誰の意見を組み入れて決めたのかというトレードオフについて説明できることが求められる。
- 意見表明するこども・若者の側も、公共性を考えるなど、どうすれば意見が受け入れられやすいのかについて、意見形成の段階で検討できることが望ましい。

2-3 こどもや若者の年齢や発達段階に応じた適切なフィードバック等

＜これまでの検討委員会・調査・ヒアリング等で出された主な意見＞

- こども・若者の参画に限らず、政策決定過程自体を透明化することが重要である。
- 聴いた意見が全て反映されるわけではないことは、意見を聴く段階から丁寧に説明しておくことが重要である。そのうえで、意見がどう反映されて何が実現したのかを説明することが望ましい。また、実現が難しいことについても、なぜ実現が難しいのかについて説明しなければならない。
- 議論や検討の状況について定期的に説明する機会があることが望ましい。議論や検討が進んでいない場合でも、なぜそうなっているのか、現状を説明する必要がある。
- こどもや若者が理解しやすい表現や形式でフィードバックすることが必要。単に漢字の後にカッコでひらがなを書いておくというのではなく、言いたい内容を変えずに、使う単語や文法そのものを変える「翻訳」が必要なため技術的に対応可能な人材を確保することも考えられる

- こども・若者の意見を聴取して報告書にまとめる場合、作成の途中段階でフィードバックをして、そこで得た意見を更に反映するというプロセスを設けることが望ましい。
- 意見聴取した本人に対しては直接のフィードバックすることが望ましい。その際、本人に希望するフィードバック方法について尋ねるとよい。また、インターネットで公開して、URLを知らせるという方法も有用である。
- 興味関心が低いこども・若者に対しても情報が伝わるよう、こども・若者にとって日常的に触れやすいチャンネルを活用することが有用である。
- 「こども・若者の意見を聴いたことになりました」と広く伝えることで、一般の人にもこども・若者の参画を実感してもらえらるという効果が期待できる。
- 学校等で、こども・若者が意見を表明できるための取組も重要。生徒主体で学級や学校運営を決める機会があることで、意見を言うことの訓練や多様な意見を吸い上げるファシリテーター役の訓練にもなる

3. こども家庭庁への提案 (※) R5年度施策

こども家庭庁で今後取り組むべき事項を述べる。取組は順次進め、必要な取組を含めて更新していく方針とする。

＜これまでの検討委員会・調査・ヒアリング等で出された主な意見＞

- こども・若者の期待に応える仕組みづくり
 - こども・若者の声を聴き、こども・若者の立場に立ってその最善の利益を優先するための国の組織が設立されたことについて、こどもや若者に伝え、期待に応える必要がある。
 - 家庭も大事だが、何よりも「こども中心」であることについてこども家庭庁にはぶれずにいてほしい。大人の意見、家族の意見、第三者の意見が強く出てしまいがちなので、こどものために考えて議論してもらいたい。
 - こども・若者が主体となって活動するための予算の確保ができると良い。
- 計画的実施のリーダーシップ
 - 各省庁や地方自治体による個別断片的な取組ではなく国全体で一貫性をもってこども・若者参画を進めるため、こども基本法の基本理念に則って実施する総合的な施策と責任部署を明確化した計画を策定、実施、評価するための枠組みの策定が必要。
 - こども・若者が関わるこども施策について計画段階からこども・若者の意見を聴取し、反映・フィードバック、評価することをこども大綱に位置付けられると良い。

- こども施策に関わる全ての中央省庁でビジョンを共有し、計画的にこども・若者参画を進めるための支援が求められる。例えば、各省庁が検討している政策や法案をこども家庭庁が情報集約してそれに対してこどもたちが意見を言えるようにしたり、他省庁でこどもの声を聴いていないということがあった際にこども家庭庁が勧告したりといった役割を担うことも考えられる。
- 地方自治体が策定するこども計画において、こども・若者の意見表明や主体的な参画機会の確保や推進するための支援が求められる。一例として、地方自治体単位でこどもの代表を選出することも考えられる。
- こども家庭庁内にこども・若者参画を担当する部署が設立されることが望ましい。
- 保護的な観点だけでなく、こども・若者も参画する主体なのだという観点を広げていくべきである。こども・若者の参画を日本全体で文化にしていく必要がある。
- こどもの権利についての教育を学校での教育内容に組み込んだり、大人に対する研修活動に予算を付けるなど、国を挙げて普及啓発に取り組んでほしい。
- こどもたちの空気感が肌で感じられるよう、こども家庭庁の分室をこどもがいる場所の近くや気軽に立ち寄れるところに設けてはどうか。
- こども・若者の意見表明や参画に関する研究を支援することも重要である。
- 重層的な意見聴取や参画の手法の確保
 - 多様な手法の選択肢や特性、留意事項について、こども・若者参画により検証し、その結果を他の中央省庁や地方自治体に周知できると良い。
 - 意見聴取手法や意見表明の場としてのプラットフォームを含めたデジタル手法の在り方や構築について検討されたい。
- 安全・安心に意見を表明できる環境づくり
 - ファシリテーターやサポーターの養成 (※)
 - こども政策を担当する行政職員向けの研修 (研修プログラムや教材開発、ガイドライン作成) (※)
 - その他、こどもの主体性を尊重し、意見を聴く聴き方ができるための大人の教育機会の提供 (特にこどもと直接接する教員、社会福祉関係者、医療関係者等)
 - 「こどもの声を受け止めることができる大人」を増やすため、こどもと第一線で関わる大人への支援も望まれる。やる気も技能もある人たちが一定程度生活できるような制度設計をしてほしい。
 - 声をあげにくいこども・若者の代弁者 (アドボケイト) や、意見表明を促進するようなサポーターを増やすことについても支援がなされるべきである。

- こども・若者の多様性を反映する意見聴取
 - 既存のこども・若者議会やユースカウンスル等、団体を活用し、こども・若者が政府に対して意見表明し、反映する仕組み・組織化の検討
 - ノンフォーマルな組織も含めて、若者団体が持続的に存続できるような財政支援、技能的支援、ネットワーク、若者政策の整備が求められる。その際、地域や学校の枠を超えて横で繋がるような仕組みを設けることも有用である。
- 声をあげにくいこども・若者の意見表明の支援
 - 声をあげづらいこども・若者からの意見聴取の在り方の検討（※）
 - 背景・属性、環境別の合理的配慮事項についてのこども・若者・支援者と整理、ガイドラインづくり
 - サポーター、代弁者（アドボケイト）の支援
 - 学齢期から障害を持つ人と健常者が極力一緒にいられる場面を作り、日常生活の中で障害を持つ人に接する機会を増やしてほしい。
- こども・若者の意見表明・参画の PDCA サイクル
 - こども・若者の意見表明や参画によるプロセス及びアウトカムの評価方法の検討
 - 地方自治体や学校等のモデル事業を通じて得られたこども・若者の意見や声、課題に関わる定量データ及び定性データをエビデンスとして蓄積、エビデンスに基づきこども・若者と試行、改善する PDCA プロセスを共同で実践
 - 年次報告（白書）による定期的評価・公表
 - 「データ」もこどもの意見や状況を反映するうえでは重要なエビデンスになる。特に格差についてはデータから明らかになることも多く、「それがこどもにとってどういう意味を持つのか」「それをどう変えていきたいのか」という議論をデータに基づいて行うことが重要である。
 - こども・若者が意見を表明したことの影響を評価し、こども・若者を取り巻く環境に効果が出たのか共有したり、評価のプロセス自体にこども・若者が参画したりすることが重要。
 - 意見聴取の取組についても評価をする仕組みがあることが望ましい。評価の観点については、最初は「こども・若者から意見聴取する仕組みがあるかどうか」から始めて、「こども・若者の意見を受けて決まった政策が実行されているかどうか」「こども・若者の意見を受けて実行された政策の効果は表れているか」と、段階的に高度化していくことが考えられる。
 - ある政策がターゲットとしている目標を達成したとしても、別のところでネガティブな影響が出ることもある。科学的なインパクト評価を予めデザインしておく必要がある。

- こども・若者のエンパワーメント
 - こども中心、こどもが主体性を発揮できる学校づくりが全国で行われるよう義務教育改革を主導されたい
 - こども・若者の権利教育
 - 実践の場として地方自治体や学校でのユースワーク
 - 選挙権年齢だけでなく、被選挙権年齢を引き下げることも考えられる。教育委員会の委員についても年齢制限を引き下げるなど、当事者が参画できるようにすることが望ましい。

- パートナーシップ形成
 - こども・若者と関係性を構築済みの当事者団体や活動団体、学校、有識者とのパートナーシップ形成

以上